

ぶらあ〜と通信

発行元 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」
〒086-1004
標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1
中標津町共生型交流センター内
電話 0153-73-3178
ファックス 0153-73-3179
電子メール nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp
ホームページ <http://www.dofukuji.or.jp/access-nemuro/>

第11号

引っ越しました！！

今年度は4月に事務所をバスターミナルに近く、街の中心にある中標津町共生型交流センター内に設置して事業の実施しております。

「あくせす根室」は、北海道の委託事業である「広域相談支援体制整備事業」と根室管内の1市4町の相談支援事



業である「根室圏域障がい者総合相談支援センター事業」を社会福祉法人北海道社会福祉事業団が受託し、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」として運営しているものです。

当センターでは、根室管内の障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、年齢・障がい種別を越えて総合的な支援を行うとともに、市町村における地域生

活支援体制の構築に向けて必要な支援を行うことを目的に設置されています。

根室管内の障がい者、その家族、関係者の生活相談やサービス利用の助言、情報提供などを行っています。わからないことがあれば、お気軽にご連絡ください。

今年度も2名体制（浜尾勇貴）（佐々木雅代）のため、ご迷惑をおかけすることもございますが、少しでも多くの市民、町民のお役に立てるように一生懸命頑張りたいと思います。



移転先の住所など

〒086-1004

標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 中標津町共生型交流センター内

電話 0153-73-3178 FAX 0153-73-3179

H P <http://www.dofukuji.or.jp/access-nemuro/>

メール nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp

地域のか、紹介します。

「別海厚生企業組合すずらん」

すずらんの一員、その人らしく活躍できる職場を目指して

中標津高等養護学校の卒業生を雇用して2年目を迎えている事業所を見学させていただきました。

☆働いているのは、大佛亮太さん（20歳）

本人に負担のないように月～金の9時半～13時半の時間で中標津町の認知症対応型共同生活介護施設にて勤務しています。



《仕事内容》

- ・介護補助業務（利用者とのかわりが持て、本人らしさができるような場面設定）
- ・掃除（玄関掃除、モップがけ、ゴミ集め、ゴミ投げ（一番楽しみにしている仕事）、加湿器チェック、牛乳パックたたみ）
- ・レクリエーションのリーダー、オセロ、茶碗洗い、洗濯畳など



《工夫》

- ・視覚的にわかりやすいスケジュール表の作成。
- ・1日の業務を早出、日勤、遅出と担当を分担して明確にする。
- ・行事に対しては、スケジュールを渡し、担当と役割を事前に確認。

《ポイント》

- ・コーヒータイムや利用者とのオセロゲームでメリハリをつけている。



見学した時には、茶碗洗いやレクリエーションをしていました。入居者が飲み終わったカップを一生懸命洗ったり、レクリエーションでは、亮太さんが中心になり進行をし、大きな声で掛け声やボール遊びを進めていました。

年配者が好む歌も得意なため入居者と一緒に歌い楽しむ様子もありました。

亮太さんは、障がい特性により「臨機応変に対応すること」、「自分で見通しを持って作業に取り掛かること」、「予定のないことに対応すること」が苦手ですが、できない事を改善することよりも得意なことを活かした仕事の分担によって、職場の一員として働いています。



亮太さんの楽しみの一つとして「コーヒータイム」があります。

いろいろな仕事が重なると混乱してしまう性格のため、コーヒータイムがあることで、気持ちの整理ができ、混乱の防止等ができていのかと感じました。



職員の皆さんもコーヒータイムの必要性を理解し、可能な限り時間を確保する配慮がとても印象的でした。

亮太さんは「時間内にたくさんのお話をしないといけないので大変」とお話をされていましたが、生き生きとした表情で働いている姿が素敵でした。

今はヘルパーの資格を取るため、大好きな地域のイベントへの参加を我慢しながら講習会などで頑張っているようです。

地域のか、紹介します。

ぽれぽれコンサート



平成 23 年 7 月 6 日（水）に「あくせす根室」が事務所を設置している中標津町共生型交流センター内にて「ぽれぽれコンサート」が開催されました。

このコンサートは「障がいのある人も共に豊かに生きられる地域を目指すぽれぽれの会」と中標津町文化スポーツ振興財団、中標津町福祉課が協力しての開催でした。

素敵な音楽を奏でてくれたのは、5 日に中標津町総合文化会館にて演奏会を開催した『荒川洋さん』（フルート）、『うえだようさん』（ピアノ）、『水谷川優子さん』（チェロ）の 3 名です。

NPO 法人「森の家」の利用者や町内会の皆さんなど多くの方が集まり会場内で素敵なひと時を過ごされていました。

スペシャルゲストとして、前日に「しるべっと」で協演を果たした菅崎壮真さん（中標津高等養護学校卒）がリコーダーで登壇し、一緒に心温まる音楽を奏でてくれました。

菅崎壮真さんは 5 日、6 日の演奏会に向けて中標津高等養護学校時代にお世話になった音楽の先生と毎週練習を重ねてきました。



周田はハラハラ・ドキドキと心配していましたが、緊張した表情も見せずに堂々とリコーダー演奏してくれました。

壮真さんが演奏した曲は、荒川さんが作曲した「しあわせのたね」、映画ハウルの動く城の中で流れる「世界の約束」を披露してくれました。

自分の得意なことを存分に発揮できる環境が自然とあり、得意としているリコー

ダーでみんなを元気にしてくれた時間は素敵な空間となりました。

「障がいがあるなしにかかわらず、自分らしく生きること」「みんなちがってみんな良い」と言われていることが、少しずつ社会の中で広がっていることを実感できた 1 日でした。



お知らせ

障害者虐待防止法成立

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法がある中、過去に何度か法案として提出されながら、政局の混乱がありなかなか成立されませんでした。

今回、平成23年6月17日に議員立法により「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

【障害者虐待とは】

『養護者による障害者虐待』、『障害者福祉施設従事者等による障害者虐待』及び『使用者による障害者虐待』（雇用主など）をいう。

【虐待の種類】

「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「経済的虐待」となっています。

【通報義務】

虐待を発見した人は、まず市町村に通報しなければならない。養護者による虐待ケースは、市町村は家庭に立ち入り調査ができるようになっています。

【通報窓口】

市町村は「障害者虐待防止センター」を都道府県は「障害者権利擁護センター」を設置することになります。

【施行日】

平成24年10月からこの法律がスタートします。

(参考)

法律の要綱は、

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g17701016.htmから確認できます。

「スペース あくせす。」

「あくせす根室」ではH19年9月より、週一回水曜日に茶話会のためのフリースペースを開設しています。事務所移転に伴い平成23年4月からは毎週金曜日に共生型交流施設にて10:00~16:30の時間で『居場所』として、実施しています。

楽しく、のんびり、どなたでもOKということで、皆様のご参加をお待ちしております。

(別紙に案内を同封していますので、ご参考までにご覧ください。)

あとかき

今年度の初の「ぶらあ〜と通信」がようやく発行ができました。

大変遅くなりましたが一読していただくと幸いです。

今後ともよろしくお願いたします。

